

# 異議申立書

平成23年3月7日

大阪府教育委員会 様

異議申立人

次のとおり異議申立てをします。

- 1 異議申立人の住所、氏名及び年齢

大阪府

歳

- 2 異議申立てに係る処分

大阪府教育委員会が平成23年1月12日付け教委職人第2986号で行った、個人情報部分開示決定処分

- 3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成23年1月19日

- 4 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

- 5 異議申立ての理由

大阪府教育委員会が行った当該非開示処分は、以下の理由で不当である。

## 【理由1】

大阪府個人情報保護条例の「目的」(第1条)や「実施機関の責務」(第3条)が示す、「保有する個人情報の開示...を請求する権利」や「個人情報の適正な取扱いの確保」、また実施機関の「個人情報の保護に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する」責務からいえば、今回の非開示処分は異議申立人の開示請求権を著しく侵害している。

#### 【理由 2】

大阪府教育委員会が「開示しない理由」として「大阪府個人情報保護条例第14条第3号に該当」し、その「理由」をふたつ記しているが、それらはいずれも一般的、抽象的表現に過ぎず、具体的にどのような支障が生ずるのか、その実証的な根拠が示されていない「理由」である。

#### 【理由 3】

府教育委員会は「開示しない理由」のひとつめとして、「小論文テスト及び面接テストの得点を開示することは、総合得点も開示していることから、配点が推定できることになり、受験者の能力・資質を総合評価するうえで、各試験結果の反映の度合いや影響の軽重を類推できることになる。結果として受験技術の先行を招き、選考テストにおいて受験者の公正かつ適正な評価を困難にし、ひいては本府教育委員会の求める人材の確保に支障をきたす」と記している。

しかし、近年、教員採用選考事業の公正さを明らかにするために、全国的に選考情報を積極的に公表、受験者には選考結果を詳細に開示している。その実態は文部科学省の調査（例えば、平成23年度教員採用等の改善に係る取組事例 2010年12月公表）が明らかにしているとおり、他県の多くが「筆記試験」「小論文」「面接」「実技」など各試験の結果情報を受験者本人に開示しても、採用選考事業を支障なく実施している。

また、大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（1次及び2次）の詳細な選考結果情報の開示を求めた受験者に対して、市教育委員会は市個人情報保護条例第19条に該当し、その「理由」を「総合点の内訳は選考に関する情報であって、開示することにより、受験者が試験の準備をする際に受験技術の先行を招き、受験者の資質・適性等についての適正な評価が困難となる等、教員採用選考事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため」と、ほぼ大阪府と同様の「非開示理由」を述べている。

開示請求人は平成21年12月2日に異議申立てを市教育委員会に行い、大阪市個人情報保護審議会は平成22年11月15日に答申第41号を出し、市教育委員会が行った非開示処分を全て取り消し開示を求める判断を出している。

大阪府の非開示処分は全国と大阪市の動向に反するものであり、「開示しない理由」はたんなる憶測や危惧に過ぎないものである。

#### 【理由 4】

府教育委員会は「開示しない理由」のふたつめとして、「面接の評価・得点が推定されることとなれば、今後の試験の面接において面接員の心理的な圧迫を抱き、面接の適正かつ厳格な実施に支障をきたすとともに、面接員の確保にも支障を生じること

になる」と記しているが、これも他県の事業実施からいえば、憶測と危惧にすぎない。

選考試験において面接員に心理的負担があることは否定しないが、それは他県の個人情報保護審議会がすでに答申で指摘しているように、教員採用選考事業にかかわる職務の重大さから生じるもので、選考結果情報を開示の有無によって生じるものではない（例えば、高知県個人情報保護審査会答申第1号、平成16年3月1日）。

先の大阪市個人情報保護審議会答申でも、「採点官又は面接官への影響について」触れ、「面接は、複数の面接官により行われており、かつ面接官の氏名は公表されていない。／また、当審議会において本件情報を見聞したところ、面接の採点方法は、面接官が感じた受験者に対する率直な意見を一定の幅の中でどの段階に該当するか判断し点数化するというものであり、受験者に対する個別具体的な評価及び意見が記載されたものではなく、点数自体から特定の面接官が直截的に看取されるものでもなかった」と、開示による支障を否定している。

以上の理由により、府教育委員会の非開示処分は不当であり、その処分の取り消しを求める。

#### 6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により大阪府教育委員会に異議申立てをすることができます。」との教示があった。